

答弁書第三九号

内閣参質一九六第三九号

平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員川田龍平君提出技能実習生が除染作業に従事した事実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出技能実習生が除染作業に従事した事実に関する質問に対する答弁書

一について

外国人技能実習生が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴ういわゆる除染作業に従事することは、技能実習制度の趣旨にそぐわないと考えている。

二について

お尋ねの「これまで除染作業に従事した外国籍労働者及び技能実習生」の数については把握していない。

三について

御指摘の調査については、今後、必要な取組を行ってまいりたい。なお、電離放射線による労働者の健康障害の防止については、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）等の規定に基づき、適切に対応してまいりたい。また、業務上の事由による労働者の疾病等については、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険給付の対象となる。

四について

事実関係を把握した上で、個人情報保護の観点を踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

